

子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱

29北教子字第2179号

平成29年8月18日区長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、主に家庭の事情等により孤食の常況にある子ども（原則18歳未満をいう。以下同じ。）を対象に食事の提供及び居場所づくりを行う事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する団体に対し、補助対象事業の運営に係る経費の一部として、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

（1）子どもたちに食事の提供を行うとともに、子どもたちが安心して過ごせる場所を作る事業（以下「会食」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業」という。）

イ 北区内で実施されること。

ロ 主な利用者は家庭の事情等により、孤食の常況にある子どもであること。

ハ 子どもに無料又は低額（100円程度）で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。

ニ 勉強、遊び体験等、子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。

ホ 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。

ヘ 開催頻度は、原則月2回以上であること。

ト 開設時間は、1回当たりおおむね2時間以上であること。

チ 開設時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。

リ 前号の責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを2名以上配置すること。

ヌ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。

ル 補助対象事業の開始前に北区保健所へ事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。

ヲ 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名以上は、北区が実施する児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を受講すること。

ワ 適切な衛生管理体制及び徹底した感染防止対策を講じること。

カ 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。

コ 利用者の食物アレルギーの有無を確認すること。

タ 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

(2) 事業所等での配布（以下「配食」という。）又は自宅への宅配（以下「宅食」という。）により子どもへの食事の提供を行い、家庭の生活状況により必要な支援へつなげる事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業を実施している団体が行うものに限る。以下「配食・宅食事業」という。）

イ 北区内で実施されること。

ロ 子どもに無料又は低額（300円程度）で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。

ハ 北区保健所へ食品衛生管理及び感染症対策について相談し、指導・助言を受けていること。

ニ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。

ホ 店舗、レンタルスペース等で食事の提供を実施する場合、開設時間中は常に責任者を配置すること。配食及び宅食により食事の提供を行う場合においても、作業実施中は常に責任者を配置すること。

ヘ 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

ト 次の事項に留意すること。

(イ) 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。

(ロ) 月1回以上実施できるよう努めること。

(ハ) 事業実施に当たり必要な体制を確保するため、責任者のほか、事業を補助できるスタッフを配置すること。

(ニ) 利用者の食物アレルギーの有無を確認すること。

(ホ) 適切な衛生管理体制及び徹底した感染防止対策を講じること。

(ヘ) 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。

チ 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名以上は、北区が実施する虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を受講すること。

リ 子ども及びその保護者の生活状況を把握し、必要に応じて支援につなげること。

ヌ 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

(3) 会食、配食又は宅食により子どもへの食事の提供を行い、家庭の生活状況により必要な支援へつなげる事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

イ 北区内で実施されること。

- ロ 主な利用者は家庭の事情等により、孤食の常況にある子どもであること。
- ハ 子どもに無料又は低額（100円程度）で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。
- ニ 勉強、遊び体験等、子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。
- ホ 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
- ヘ 開催頻度は、週1回以上であること。ただし、少なくとも月に1回以上は会食で開催すること。
- ト 開設時間は、1回当たりおおむね2時間以上であること。
- チ 開設時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
- リ 前号の責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを2名以上配置すること。
- ヌ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- ル 補助対象事業の開始前に北区保健所へ事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
- ヲ 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名以上は、北区が実施する児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を受講すること。
- ワ 補助対象事業を実施する団体の構成員のうち、少なくとも1名以上は、北区が実施する意見交換会と子ども食堂ネットワーク会議に出席し、情報共有をすること。
- カ 北区と連携を取り、要支援家庭等の子ども食堂への受入れを積極的に行うこと。
- コ 適切な衛生管理体制及び徹底した感染防止対策を講じること。
- ク 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
- ケ 利用者の食物アレルギーの有無を確認すること。
- コ 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付を申請できる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。
- (3) 営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であって別表に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）が運営する飲

食店等に係る経費その他のこの要綱の目的と関係のない経費に属するもの

(2) 補助対象経費であることを証明することができないもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として予算の範囲内で区長が定める額とする。

(1) 別表の補助対象事業運営経費（次号及び第3号に該当するものを除く。） 48万円（第2条第1号の事業を実施する場合）

72万円（第2条第2号の事業を実施する場合）

120万円（第2条第1号及び第2号の事業を実施する場合）

206万円（第2条第3号の事業を実施する場合）

(2) 別表の補助対象事業運営経費（報償費） 6万円

(3) 別表の補助対象事業運営経費（設備整備費） 50万円

2 交付額を算定するに当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、次条第1項の規定による補助金の交付の申請の日が属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 申請団体は、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業計画書

(2) 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業収支計画書

(3) 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業資金計画書

(4) 実施団体の定款又は規約及び役員名簿

(5) その他区長が必要と認める書類

2 備品の購入の経費に係る補助金の交付を受けようとする団体は、前項の規定による補

助金の交付の申請（以下「申請」という。）を行う前に、区長と協議を行い、その承認を受けるものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付申請書を受理した場合には、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、補助金を交付することを決定したときは、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）（以下「不交付決定通知書」という。）により、申請団体に通知するものとする。

（備品の購入及び管理）

第9条 前条の規定に基づき、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受け、備品を購入した団体（以下「備品購入団体」という。）は、購入した備品名、型式及び購入日等を記載した備品台帳を作成するものとする。

- 2 備品購入団体は、前項に定める備品台帳に記載された備品を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 3 備品を購入してから2年以内に、当該団体の故意又は過失により備品が滅失し、又は棄損したときは、その旨を区長へ届け出るものとする。

（事業の変更等）

第10条 交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、交付決定を受けた後において、事業内容を変更する場合は、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業変更申請書（別記第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 区長は、前項の規定により子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業変更申請書を受理した場合には、申請に係る審査等を行い、改めて補助金交付の可否及び額を決定し、補助金の交付を承認した場合は、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金の交付を承認しない場合は、不交付決定通知書により、当該申請に係る団体に通知するものとする。

（事業の中止・廃止等）

第11条 補助団体は、交付決定を受けた後において、事業を中止し、又は廃止する場合は、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業中止・廃止申請書（別記第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請を承認した場合は、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により、当該申請に係る団体に通

知するものとする。

(関係書類の整備等)

第12条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査するとともに、実施状況について調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を区長に提出するものとする。

(1) 子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業実績報告書(別記第8号様式の1)

(2) 子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業実施報告書(別記第8号様式の2)

(3) 子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業収支報告書(別記第8号様式の3)

(4) 子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業資金報告書(別記第8号様式の4)

(5) 領収書及び納品書

(6) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定により事業の完了の報告を受けた場合は、その内容を調査確認し、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金確定通知書(別記第9号様式。以下「補助金確定通知書」という。)により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、区長に速やかに子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金請求書(別記第10号様式)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の概算払等)

第16条 前3条の規定にかかわらず、交付決定後において事業の完了前に当該事業の円滑な遂行のため区長が必要と認める場合は、補助金の概算払をすることができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金概算払請求書(別記第11号様式)を提出し、補

助金の交付を受けるものとする。

- 3 補助金の概算払を受けた補助団体は、事業が完了した場合は第13条の規定による実績報告を行い、補助金確定通知書を受領したときは子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金精算書（別記第12号様式。以下「精算書」という。）を区長に提出するものとする。
- 4 補助金の概算払を受けた補助団体は、確定した補助金の額が事前に交付を受けた額に満たない場合は、その満たない額を速やかに返還するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 区長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が補助を行うことを不相当と認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により、補助団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 区長は、第11条第2項又は前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

- 2 前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、前項の規定により、補助金の返還命令を受けた補助団体は、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により補助金の返還命令を受けた補助団体は、これを当該返還命令の納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年8月18日から施行する。
(経過措置)
- 2 補助金は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号の経費について交付する。
 - (1) 別表1の補助対象事業初期経費 別に区長が定める日以降に発生した経費
 - (2) 別表1の補助対象事業運営経費 平成29年10月1日以降に発生した経費
- 3 平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間の第5条第1項第2号の規定の適用については、「20万円」とあるのは「10万円」とする。
- 4 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間の第2条第10号の規定の適用については、「これらに準ずる団体」とあるのは「これらに準ずる団体（北区社会福祉協議会を除く。）」とする。
(令和5年度における物価高騰等に伴う特例)
- 5 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の第2条第2号の規定の適用については、同号中「子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業を実施している団体が行うものに限る。以下」とあるのは、「以下」とする。
- 6 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業を実施する団体に対する第5条第1項の規定の適用については、同項第1号中「26万円」とあるのは「38万円」と、同項第2号中「36万円」とあるのは「48万円」とする。
- 7 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の配食・宅食事業を実施する団体に対する第5条第1項の規定の適用については、同項第1号中「26万円」とあるのは「62万円」と、同項第2号中「36万円」とあるのは「72万円」とする。
- 8 前2項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業及び配食・宅食事業のいずれも実施する団体に対する第5条第1項の規定の適用については、同項第1号中「40万円」とあるのは「110万円」と、同項第2号中「50万円」とあるのは「120万円」とする。
- 9 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における補助対象事業運営経費に係る交付額は、第5条第1項に規定する額に、新たな子ども食堂の立上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費について、50万円を限度として予算の範囲内で区長が定める額を加えた額とする。

付 則（平成29年11月13日区長決裁29北教子字第2964号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」

という。)付則第3項の規定は、平成30年1月1日以降に発生した、要綱別表1の補助対象事業運営経費に係る限度額について適用する。

付 則 (平成30年8月17日区長決裁30北教子字第2298号)
(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)付則第3項の規定は、平成30年10月1日以降に発生した、要綱別表1の補助対象事業運営経費に係る限度額について適用する。

付 則 (令和2年3月24日区長決裁31北教子字第3160号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年11月26日区長決裁2北教子字第2351号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則 (令和3年5月10日区長決裁3北教子字第1228号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則 (令和3年8月26日区長決裁3北教子字第1978号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則 (令和4年5月6日区長決裁4北教子字第1242号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則 (令和4年9月26日区長決裁4北教子字第2496号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則 (令和4年12月13日区長決裁4北教子字第3052号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則 (令和5年3月31日区長決裁4北教子字第4076号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日4北教子字第4076号区長決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年4月1日5北教子字第4171号区長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年5月31日6北子字第1558号区長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

費目		内訳
補助 対象 事業 運営 経費	1 備品購入費	(1)備品とは、価格が税込1万円以上、かつ、耐用年数が2年以上のものとする。 (2)補助対象事業の実施に最低限必要なものに限る。
	2 報償費	(1)補助対象事業を実施する団体が、子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業又は配食に係る事業の実施日に、学習指導も行う場合において、学習指導を行う外部スタッフ（専門資格者、学生等）へ支払う謝礼を補助対象とする。 (2) スタッフ1人当たり1日1,000円を上限とする。 (3)同一スタッフかつ同一従事時間に対して、他の補助金等により謝礼の支給を受けている場合は、補助対象外とする。
	3 教育訓練費	食品衛生責任者資格取得受講料
	4 使用料又は賃借料	(1)会場使用料・食材の配送のためのレンタカー代金等、補助対象事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (2)自宅や店舗等が実施場所の場合等、事業実施分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
	5 需用費	(1)消耗品費 価格が税込1万円未満であり、かつ、補助対象事業で利用するものに限り補助対象とする。ただし、学習指導に係る消耗品費については、子どもの居場所づくり（子ども食堂）事業及び配食に係る事業を実施する場所において、当該学習指導に利用するものに限り補助対象とする。 (2)印刷製本費 補助対象事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (3)食糧費(食材費、ケータリング費用) 補助対象事業に利用する場合に限り補助対象とする。 (4)光熱水費 イ 補助対象事業で利用する場合に限り補助対象とする。 ロ 自宅や店舗等が実施場所の場合等、事業実施分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出するこ

		と。
6 役務費	(1)交通費	イ 食材等の運搬に利用する場合に限り、公共交通機関の運賃及びタクシー代について補助対象とする。 ロ 補助対象事業実施に要した金額を明示すること。
	(2)保険料	利用者及び運営スタッフの事業に係るケガや賠償責任の保障を行う保険の保険料を対象とする。
	(3)通信費	イ 電話代及び郵券代等の補助対象事業に要した通信費を対象とする。 ロ 電話代については、補助対象事業実施にかかる通話時間で按分する等の方法で算出すること。
	(4)配送料	イ 食材等の運搬に限り、自家用車を使用した場合のガソリン代を対象とする。 ロ 事業実施分としての金額が明確でない場合、使用時間分で按分する等の方法で算出すること。
7 設備整備費		新たな子ども食堂の立上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費を補助対象とする。